

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和3年9月10日～令和4年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	野田市立木間ヶ瀬保育所		
(フリガナ)	ノダシリツキマガセホイクショ		
所 在 地	〒270-0222 千葉県野田市木間ヶ瀬3152-1		
交通手段	東武アーバンパークライン 川間駅より野田市まめバス 木間ヶ瀬公民館入口 下車1分		
電 話	04-7198-3825	F A X	04-7126-0854
ホームページ	http://www.coby.jp/		
経 営 法 人	株式会社コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市より受託 平成26年4月1日		
併設しているサービス	午後8時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
							100		
敷地面積	2001.17㎡			保育面積		653.3㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回、尿検査年2回 視力検査								
食 事	完全給食 補食								
利用時間	短時間保育：午前8時30分から午後4時30分時まで 標準時間：午前7時から午後6時まで 時間外保育：午前7時から午後8時までの間で各認定の上記時間外								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）								
地域との交流	園庭開放、世代間交流、幼稚園、小中高校生との交流、 中学生、高校生の体験学習受入								
保護者会活動	保護者会なし								

(3) 職員（スタッフ）体制（R3.11.1）

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		15	16	31
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	18	1	1	
	保育補助	調理師	調理員	
	3	2	2	
	事務員	その他専門職員		
	1	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	3歳以上児については、主食費200円/月、副食費5,200円/月 がかかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所/受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で明るく豊かな感性を持つ子ども ・のびのびと創造的に自己を表現できる子ども ・国際性の豊かな子ども ・自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども ・おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にしている子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜8時までの長時間延長保育 ・生後6カ月からの乳児保育 ・完全給食の実施 ・世代間交流事業 ・地域子育て支援活動 ・障害児保育
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー保育(4, 5歳児、毎週水曜日) ・サッカースクール(3,4,5歳児対象 園までの送迎有り) ・国際交流保育 ・毎月複数回実施される豊富な保育行事 ・体育指導（3, 4, 5歳児 1～1.5ヶ月に1回）

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもが生まれながらに持つ力を引き出す保育が実践されている
保育方針の一つに「年齢の異なる子ども同士の交流で『思いやり』と『優しさ』を持つ子どもへと」を掲げており、子どもの成長を、子ども自身、保護者や家族、保育者が感動し分かち合える保育が実践されている。そのために、思いやりや優しさ、リーダーシップを育む「異年齢児交流保育」と、しつけや基本的な生活習慣を学びながら創造性・芸術性・知的能力・運動能力等を開発する「年齢別保育」が融合した創設者考案の「マトリクス保育」を基軸とした保育がなされている。人格や様々な能力の土台が形成される大切な乳幼児期の体験を通して、子どもが生まれながらにして持っている能力を最大限引き出し、豊かな人間性が育まれるよう取り組んでいる。
園内環境の向上に向けて積極的に取り組んでいる
新たな取り組みとして園内環境の更なる向上のために、地域の生花店から毎週1回季節のお花を園に配達してもらい、園内各所に飾ることで、日常生活の中で季節感を一層感じられる環境作りを行っている。保育室・事務室等の整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行っており、施設を適切な状態に保ち、快適に過ごせる環境が維持されている。トイレについても「トイレ清潔・清掃チェック表」を活用して清掃状況を確認し、常に衛生的な環境が維持できる体制となっている。害虫駆除や、園庭遊具の点検などについても、専門業者への委託により定期的な検査等を実施しているほか、職員による日常的な遊具の点検や、終業後に毎日、全クラスの玩具類を消毒する取り組みも行われており、園内環境の向上と安全管理の実施に積極的に取り組んでいる。
職員間の円滑なコミュニケーションを図る工夫を行っている
子どもたちが園での生活を通じてのびのびと健やかに成長するうえでは、職員同士が信頼し合い、楽しく風通しの良い職場風土であることが大切であると考えている。日々の仕事の中で職員同士のコミュニケーションが円滑になるような体制作りが目指されている。園ではインカムを活用して施設長と職員、そして職員同士が業務の連絡だけでなく、お互いの理解を深め合えるような声かけを行っており、職員間の信頼関係の構築や、情報の共有、子どもたちの成長について深く議論し合える関係性の土台となっている。職員アンケートにおいても、職員間の関係性が良いという声が複数見られており、園の方針が実際に職員の働きやすさとして実感されている様子が伺える結果となっている。
食育の取り組みを一層推進するため給食室内の環境改善を図っている
「食育」を通して食べ物を大切に作る習慣や自然への感謝の気持ちが育まれるような取り組みが目指されている。食育菜園では子どもたち自らが種をまき栽培・収穫までを行い、収穫した野菜は包丁やピーラー等で調理し給食で食べるまでの体験ができるよう取り組んでいる。また、物を大切に扱う姿勢を育むために、給食で使う食器は、すべて陶器製、ガラス製のものを使用している。給食やおやつについては、栄養バランスだけでなく、見た目にもこだわり、行事食では一流レストランで出てくるような本格的なメニューを提供している。食を通じて子どもたちが喜びや感動を実感できる取り組みが実践されている。質の高い食事を提供し続ける上では、調理室内の環境改善が重要であることから、厨房職員の意見を聞きながら、調理室内の照明のLED化や、エアコンの設置、天井の塗り替えなどを実施している。
新型コロナ禍における新たな保育の取り組みと行事の工夫を行っている
年度末の行事である発表会は、コロナ前であれば、市の公共施設のホールを借りて行い、保護者に観覧してもらっていたが、屋内での開催となるため、地域の感染状況も考慮して安全を最優先し、開催方法の変更を行った。演出・音響・照明・小道具等、本格的な舞台装置はそのままに、動画で撮影し編集したDVDを各家庭に配布する形態をとっている。感染リスクを最小限にしながらも、子ども自身が達成感や自信をつけ、保護者も成長を実感できる機会となっている。また、音楽に親しみながら、楽しく身体を動かす取り組みとして「リトミック」を新たに開始し、楽しく音楽にあわせて身体を動かすことで、感覚機能や創造力を高め、心身の成長を図ることに取り組んでいる。

さらに取り組みが望まれるところ

コミュニケーションツールの活用等により外国籍の家庭への対応力強化が望まれる

外国人の保護者が安心して保育園を利用できるように、各クラスに設置しているタブレット端末の翻訳機能を活用して、必要なコミュニケーションを図る体制を整えている。しかしながら、専用の翻訳機ではないため、翻訳の精度が今ひとつと言える部分もあり、保護者への重要な伝達事項が適切に伝わらないケースが出てきている状況である。翻訳専用の機器の導入を行うことで、様々な国籍の保護者のニーズに柔軟かつ的確に対応できる体制を整えるとともに、園のお便りなどへのフリガナの追加や表記の工夫を行うことで、外国籍の家庭への更なる対応力の強化が望まれる。

老朽化した建物への対策と備えが必要である

保育所の建物は、耐震構造については安全面の確認が取れているものの、建築から長年たっているため、経年劣化が激しく、建物の構造上環境の維持や安全性の確保が難しい状態になっている。トイレなど一部は改修されてはいるものの、依然として温度・湿度・換気・採光・音などの環境を常に適切な状態に保持することが難しく、使い勝手が良いとは言えない状態である。可能な対策は既に実施されているが、保護者・職員からも改善を要望する声が挙がっており、大きな課題の一つになっている。

計画的な修繕、破棄に向けた準備

園庭や室内の広さについては、児童数に対して適切だと思われるが、現状は、使われなくなった備品がそのまま残っている状況である。保育所全体のスペースを有効活用して、子どもが安全に活動・生活していける環境を整えることで、提供する保育をさらにより良いものにすることができると思われることから、行政への働きかけなど行って、備品の購入に関する計画を立案し、備品の整備と不必要な備品の破棄を進めることが求められる。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っています。今回、客観的な見地から評価をいただき、大変参考になりました。

課題として挙げられた建物の老朽化については、記載の通り制度上大がかりな改修が出来ないため、できる範囲で環境の最適化や安全確保を引き続き行い、委託事業者としての責務を果たします。新型コロナウイルス感染拡大防止のためさまざまな制限があり、地域の学校や高齢者施設との交流をこれまで通りに行うことは叶いませんが、安全を確保しながらできることを見つけ、実践していきたいと考えています。さらに、野田市内で8施設の保育所を運営している法人のスケールメリットを生かした保育サービスを展開してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
				10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0		
子どもの健康支援		27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0		
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計	136	0		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は、事業計画・パンフレットに明記されており、法人の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が盛り込まれているほか、経営理念・ミッション(使命)・保育目標・保育方針を明文化して、全社員の共通理解と協働のもと乳幼児の福祉ならびに保護者と地域の福祉の増進に積極的に務めることが謳われている。また、「子どもなんだから」という考えで保育に妥協するのではなく、子どもに本物を体験させることの大切さを重要視している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針はエントランスや各クラスに提示しているほか、職員には保育理念・保育方針や子どものリスク管理(アレルギー等)が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させている。着任前研修時や入社1・2年目の職員を対象とした、フォローアップ研修では理念・方針の理解に向けた取り組みが行われている。各研修時においても保育理念・保育方針を周知し定着できるよう取り組んでいる。指導計画の評価を行う時も提供するサービスが保育理念・保育方針に沿ったものとなっているかの確認もしている。さらに、保育所内研修として保育士をはじめ調理師・調理員・看護師・事務員・用務員にいたる全職員を対象に、保育業務従事者としての「心がまえ」の研修を定期的・反復的に行っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>契約時等に、保護者に対してA4判カラー20ページの入所案内を配付して、理念・方針・サービスの内容等を順番に分かり易く説明を行い、入所に際しての同意書を貰っている。また、入所前や年度中の個人面談、入所式などの機会に、理念・方針が実践面でどのように保育に活かされるかを報告し、保護者からの質問に答えている。今年度の個人面談は、感染防止対策を取りながら行った。毎月の保育所だより等の配布物でも保育理念・保育方針の実践面が伝えられている。また、保護者と職員が日常的に声をかけあえる関係が大事であると考えて、コミュニケーションを取る手段として「こだわりの逸品の試食」を行っている。(今年度は12月より再開)</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>法律(児童福祉法等)によって定められていることをうけて運営されている児童福祉施設であることから、子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められており、子どもが健康安全で情緒の安定した生活が出来る環境、自己を十分に発揮できる環境を整備する事に取り組む計画、子どもの健全な心身の発達を支援できる計画を策定している。事業計画・保育計画は毎年更新しており、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された計画を作成している。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営体制として本社に保育事業本部を置き、経営企画部・総務部とも連携して野田市を中心にグループで33施設の運営を行っている法人であり、重要な課題や方針を決定するにあたっては、毎月1回以上、全施設の保育所施設長・主任を集めた会議を行い、協議がなされている。また、現場の保育の問題は施設長によって集約され報告されている。その他にも、毎月の献立会議や研修委員会・DV専任担当者等の各委員会の召集を行い、意見・提案を収集している。会議の課程や決定事項は全職員が理解出来るようその都度、報告・連絡を行い周知している。尚全ての会議はファシリテーション方式を採用しており、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の協働を促進させている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎週職員会議を行い課題等改善すべき箇所があった場合には、施設長・主任を中心として具体的な改善策を明示し、指導力を発揮して全職員の共通理解を促している。また、職員の働き甲斐向上を図るため、グループ全体で取り組まれているドリームプロジェクトは、職員が音楽・絵本・ICT・ダンス・スポーツ・料理などから興味のある分野に任意で参加し、保育運営における様々な才能や技術を高める活動となっているほか、職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えている。</p> <p>本部機能に人材採用育成部門(HRD部)を設け、施設ごとに人間関係について把握し、働きやすい職場環境を整えるよう努めている他、人間関係等で園内での解決が難しい際には、どの職員でもHRD部に直接連絡できる体制を整え、助言・教育を行い早期解決に努める体制をとっている。</p> <p>保育所に事務職員を配置する事で保育士が現場で専念できる体制ができています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象にした着任前研修があり、現場に配属される前に保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。また、職員には保育倫理規定や理念・基本方針、「コビースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳の携帯を義務化させているほか、就業規則内に倫理規定・法令遵守について明記し、いつでも確認できるようにしている。さらにコンプライアンスの遵守のためにどのようなルールを設定しているか等を体系づけて理解できるように取り組みを行い、周知徹底を図っている。個人情報取り扱いについてもマニュアルを作成し全職員の共通理解を実践している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に求めている人材像や役割を、一人ひとりの育ちに寄り添い・育つ感動を子どもと一緒に分かち合えること・保育のプロフェッショナルとしての高い意識で保育にあたること・職員相互の信頼・責任をもとにチームワークを図れることとしており、職員に持って欲しい使命感は、子どもたちの育ちを支えるプロフェッショナルであると同時に、最も身近な大人の一人として、子どもたちが憧れるような存在になることとなっている。また、就業規則内に職種・役割に応じた職務内容と権限を明記して職員の役割と権限を明確にしている。職員に対する評価基準や評価方法は社内規定に明示する事で、客観性・透明性が確保されている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>働きやすく相談しやすい環境づくりに取り組まれており、勤務シフトは各園にて作成しているが、職員個々の就労時間・時間外労働・休暇については本社管理が行われており、集計されたデータが、保育所にフィードバックされている。それを受けて有休休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などについても公平に取得できるように工夫をしている。エリア間交流の浸透で、人間関係等、施設内で相談できないような内容であっても、他園の施設長や職員に相談し、意見を聞ける環境がつけられている。本部HRD部にも直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。</p> <p>新型コロナの流行で、漠然とした不安が広がるなかで、スタッフが少しでも安心できるよう、法人として給与の補償や勤務調整などをいち早く明文化し、スタッフに伝えた。また、保育が社会に不可欠なインフラであることを再確認し、果たすべき役割を明確にした。</p> <p>保育計画書類の入力・管理がPC端末でできるシステムを導入し、各指導計画を電子化することで、書類作成の業務負担が軽減し、管理がしやすくなっている。</p>		

10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成計画は本部にて作成され、施設長を含め職員は、年4回チェックリストを用いた自己評価を行う。自己評価の内容を踏まえ上長との個人面談(施設長については本部役員)で、職員一人ひとりの個別人材育成計画が作成されている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、OJTの仕組みを明確にし、先輩保育士による指導によって職員一人ひとりのスキルアップが図られている。キャリアアップの道筋としての各階層別の研修があるほか、男性研修・調理員研修・委員会研修などの職務、役割に応じた研修も行っている。</p> <p>新規職員の採用にあたっては、オンラインガイダンスやWEB面接のほかに、感染対策をしながら実際に園に来れる体験イベント(保育フェス)を休日に開催している。</p>		
11	<p>全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>児童福祉法第1条に規定されている児童福祉の理念に基づく保育の提供を行うことを基本に、入社前の研修時に法律の基本方針、児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年職員に配布するハンドブックにも一連の内容を記載し、いつでも反復できるようにしている。保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、言葉遣いをテーマにした話し合いを職員会議の中で行うなど職員の人権教育が図られている。また、家庭での虐待や不適切な養育に対して、虐待対応マニュアルにそって早期発見を心掛け、チェックリストを作成し、発見した場合は施設長が中心となり慎重かつ迅速な対応が行われている。児童相談所・行政・所轄警察署等と連携の図れる体制が整えられている。</p>		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、プライバシーポリシーとしてホームページで明示している他、パンフレットに掲載する事で保護者への周知を図っている。個人情報の利用目的のみでなく、園だより等に掲載する写真についても入所時に必ず承諾を得ている。職員に対しても、全体研修会で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、保育所内ガイドラインを設定して個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底を図っている。実習生に関しては、学校側と組織的に保護規定の協定を結ぶほか、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。メール配信システムも管理者の権限を強化し、個人情報を厳重に管理している。</p>		
13	<p>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足を向上させるため、年一回運営協議会が実施されており、保護者代表・保育所代表・事業所代表・行政、自治体代表による話し合いが行われている。また、運動会や発表会の後には、アンケート調査を実施しており、集計結果を分析し、次年度の開催に活かしている。保護者が相談しやすい環境を作るよう努めており、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に保育士から積極的に声をかけるよう努めている。保護者から希望があった際は全年齢対象で連絡帳を使用した情報交換も行っている。</p> <p>今年度はコロナのため未実施であるが、毎月5の付く日をファミリーデーとして、保護者が保育の様子を見学できる日としている。コロナ禍で、さまざまな立場で大変な思いをされているであろうすべての保護者に向け、法人から「We are with You.」というメッセージを発信し、保護者の心に寄り添うこと、保育を通じて支えていく姿勢を伝えている。その一環として、長期間登所自粛の家庭には、園児や家庭の近況を電話で聞く取り組みが行われている。</p>		
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決システムを導入・明示しており、入所案内や入所説明会、園内掲示(エントランス、玄関のドア)、園だより4月号で周知している。主任保育士を苦情受付担当者、施設長を苦情解決責任者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員と苦情相談委員も設置している。また、職員一人ひとりが苦情に対する理解を深め適切な対応がとれるよう、苦情対応マニュアルを整備している。苦情が発生した際は、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通じて共有をしている。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育内容について、実践の詳細な記録を残しており、サービスの改善を図るためPDCAサイクルに基づいた取り組みを行っている。改善にあたって保護者アンケートや行事ごとのアンケート・連絡帳の記述・保育参観や保育見学(ファミリーデー)の参加者等の感想等、保護者の意見を集約し参考にしてはいるほか、職員の提案は職員会議で取り上げて、保育内容・サービスの改善に反映させている。また、定期的に受審している第三者評価の結果を公表することで、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>感染予防マニュアル・衛生管理マニュアル・災害マニュアル・安全管理マニュアル・業務マニュアル・農薬や殺虫剤使用に関するマニュアルなど、あらゆる状況に応じて適切な判断が取れるよう細分化され整備されたマニュアルがある。また、各保育所ではマニュアル作り担当が配置されており、職員が中心となって話し合いながら、自所に合う内容となるよう基本事項を押さえつつマニュアルの見直し改定を行っている。災害マニュアルについては、事業継続計画の一環としてグループ園全園を対象とした新たなマニュアルが用意されており、各保育所で職員体制のあり方や必要性が高い備蓄品の見直し等もやっている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所利用に関する問い合わせや見学については、ホームページやパンフレット等に案内を明記しており、申し込みは随時受け付けている。ホームページでは、保育の様子を動画で配信しているほか、給食、おやつレシピを公開したり、働いている職員を紹介するなど、多彩なコンテンツで構成されている。見学については、事前に電話等で受付を行い、原則1組ずつ個別に対応している。見学の時間帯は、子どもたちの様子や保育内容が見られる午前中の時間帯を基本としているが、利用希望者の状況に応じて、土曜日なども可能な限り柔軟に対応している。見学の対応は所長または主任が行い、パンフレット等を使用して、園の理念や保育方針・提供しているサービスの特徴などについて丁寧な説明が行われている。保護者からの質問も受け付け、解りやすい回答を行うことで、子育てや保育所の利用に対する不安などが軽減できるよう配慮している。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入所前には個別面談を実施し、保育方針や保育内容の説明を行うほか、園の利用における保護者の不安や質問にも丁寧に応じ、説明内容に不足がないよう、配慮している。また、保護者の意向も個別に確認し、面接記録として保管している。入所時には、重要事項等についての説明を行い、内容について書面による同意を得ている。説明で使用する資料については、文章だけでなく、実物の写真や表などを取り入れることで、保護者が視覚的に理解しやすい資料を用意している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮し、保育理念・保育方針・保育目標を盛り込んだ「全体的な計画」を作成している。全体的な計画には、独自の「マトリクス保育」や「異文化交流保育」の内容を組み込み、子ども達が日常の保育の中で豊かな体験を重ねていけるような内容で編成されている。作成のプロセスは、全職員の参画・協力のもとで進められ、施設長や法人の本部が環境や地域の実情などを踏まえた検討を行うことで、より実態に即した内容になるように配慮している。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づいて作成される「年間指導計画」は、子どもの発達過程を考慮し、実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。また、生活の連続性や季節の変化などを考慮した期案・月案・週案を、クラス毎に担当が協議して作成している。これらの計画については、クラス毎に振り返りや反省を行うとともに、施設長・主任が内容の確認と見直しを行うことで、年間指導計画や全体的な計画との整合性を図っている。また、3歳未満児や障がい児など特別な配慮が必要な子どもに関しては、個別の計画を作成し、保育の実践内容についての振り返りを行っている。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内には様々な玩具や遊具を用意し、子どもが個々の興味や関心にあわせて、好きな遊びを選択して、のびのびと遊べるような時間的・環境的な配慮を行っている。</p> <p>また、年長児と年下の園児が相互に協力したり助け合う中で、それぞれが自発性を発揮できるように促す独自の「マトリクス保育」(異年齢児交流保育・年齢別保育を融合)を実践している。「マトリクス保育」は、朝と夕方の時間帯と行事において実践しており、日中の時間帯は、年齢別の基本保育メニューを実施している。今年度は、新たに「リズムック」の取り組みを開始し、音楽にあわせて楽しく身体を動かすことで、感覚機能や想像力・創造力を高め、心身の調和と情緒豊かな心の育ちが目指されている。更に、子どもの運動能力の向上に向けて広い園庭を活用した運動あそびや、体育指導員から体育指導法を伝達された職員による体育保育を行っている。また、子ども達が主体性やルールを守ることを育むために、サッカーを取り入れている。発表会や運動会などの行事では、子どもの自発性を重視し、取り組みたいものへの練習を意図的に行うことで、主体的な行動や意欲を引き出すことが目指されている。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園にはプランターや菜園が作られており、季節の植物や野菜の栽培などを通じて、季節感を身近に感じ、自然と触れあう機会となっている。菜園ではサツマイモの栽培を行っており、土がついたものを収穫して調理し、芋煮汁を作って実際に食べるまでを体験している。発表会の際には、地域の公共施設を活用し、演出・音響・照明・小道具等、本格的な舞台装置を使用することで、園の方針である本物志向の実現が目指されている。小学2年生の町探検において、保育所への受け入れを行っている。</p> <p>現在は新型コロナの影響により実施できていないが、近隣小学校における地域の幼稚園生や2年生との交流、中学生の職業体験の受け入れや高校生との相互交流も行っている。地域の高齢者との交流についても、新型コロナの影響により、例年実施している直接的な交流は行っていないが、敬老の日にあわせて、子どもたちがプレゼントを作り贈ることで、世代間での交流の機会としている。他にも、消防署(防災訓練の際に実際の消防車・救急車を手配して、消防車が活動する様子を子どもたちに見せたり、実際に放水体験を行ったりする)、警察署(交通安全指導や防犯避難訓練の取り組みについての協力を得ている)などとの交流や、地域のお祭りでの交流(年長児がパフォーマンスを披露)、公民館で活動している団体との交流(絵本や紙芝居の実施)など、地域社会とのつながりを重視している。秋の遠足として法人の所有するバスを利用し、クラスごとに市内の公園に出掛け、社会体験や子どものフィールドを広げる取り組みも実施されている。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>異年齢児交流保育(リーダーシップや思いやりを育む)と年齢別保育(しつけや基本的な生活習慣を学ぶ)を融合した「マトリクス保育」が実践され、年齢をこえた多くの子どもと関わることが出来るようになってきている。</p> <p>当番活動では、昼食時のテーブル拭きや給食のおかわりの対応などを実施し、役割を果たす喜びや責任感を養うことが目指されている。また、サッカーの取り組みや、園庭遊具(ジャングルジム・滑り台・太鼓橋・鉄棒など)を使う際に順番や使い方を守ることで、社会的なルールが自然と身につくように配慮している。けんかやトラブルが発生した場合の対応は、子ども同士で解決することを基本とし、子どもに危険のないように注意しながら状況を見守ることとしている。双方の保護者には、基本的には状況を知らせているが、責任の所在はあくまでも保育所にあると明確に示し、保育所が主体的に解決を図ることとしている。そのため、保護者同士での直接的な関わりは極力避ける方針で対応を行っている。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な子どもへの保育は、障がい児保育の経験のあるスタッフが主に対応し、研修に参加して内部に伝達することで、園全体として円滑に受け入れる体制が整っている。障がい児をはじめとして、特別な配慮が必要な子どもには個別指導計画を作成して、職員全員の共通理解のもとで保育を行っている。また、年2回巡回指導があるほか、嘱託医や自治体の担当者、発達障害・統合教育の専門家との連携体制も整え、個々の成長度合いや配慮事項に応じて、細やかな保育の提供ができる体制となっている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育は職員のシフト制により行われており、遅番担当の職員への引継ぎは、口頭・引継ぎノート・グループウェアを使用して、適切に申し送れる体制となっている。延長保育は20時まで行っており、長時間保育用の部屋を用意し、ゴザやカーペットを敷くことで、疲れても気軽に横になることが出来る環境を整えている。また、延長保育を利用する子どもには補食の提供を行っており、個々の体力等に応じてゆったりと過ごしながら、健康で安定した生活が送れるように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>家庭生活との連続性を重視する観点から、保護者との情報交換・連携に力を入れて取り組んでいる。現在は新型コロナの影響により、開催方法などが一部変更になっているが、連絡帳・送迎時のコミュニケーションだけでなく、保育参観・個人面談・懇談会・保育の見学(ファミリーデー)など、様々な機会を通して保護者との情報交換を行う体制を整えている。園だよりにAR(拡張現実)技術を導入することで、動画として子どもの様子を見られるようにしているほか、モバイル向けコンテンツサイトの運用により、園だよりをスマートフォンからも見られる。また、メールを使用して法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制も整えている。今年度は新型コロナにより書面での開催となったが、市で開催している幼保小(幼稚園・保育所・こども園・小学校)連絡会にも参画して情報共有や相互理解を深めている。就学前には、児童要録を就学予定の小学校に届け、教員と保育所職員による情報伝達の機会を設けることで、子ども一人ひとりの成長の様子や特徴等について申し送れる体制となっている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■ 子ども達の心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>登降所時のマニュアルに従って毎日の健康チェックを行い、その日の子どもの様子やこころの状態を把握している。健康診断を年2回、歯科検診を年1回、尿検査を年2回(2歳以上児)、視力検査を年1回(4歳・5歳児)、発育測定を毎月実施することで子どもの健康状態を丁寧に把握し記録している。結果は保護者にも情報提供を行っている。また、予防接種の履歴を母子手帳により確認して記録し、実施していない子どもに対しては、個別に予防接種を推奨している。園内での投薬については、「与薬補助依頼書」の提出と、医師より処方された薬を1回分だけ専用の薬ケースで預かり、看護師と保育士によるダブルチェックを行った上で投薬している。また、看護師が保健計画をもとに、健康管理に関する情報や園での保健活動などについて掲載した「保健だより」を発行しているほか、市の保健センターの保健師による歯磨き指導も定期的に実施している。SIDS対策としては、5分間隔のブレスチェックに加え、子どもだけにしない、窒息の恐れのあるものを置かない、顔が見える環境などを原則とした対応を行っている。ブレスチェック時には口の中に異物がないか、嘔吐していないか、姿勢や顔色についても確認している。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士を含む全職員が感染症・疾病・救急対応のマニュアルの確認を定期的に行い、保育中の体調不良や傷害に備えた取り組みを行っている。また、二次感染の予防のため、吐しゃ物の除去等の練習を毎月1回程度実施しており、迅速かつ適切な対応が行える体制が整っている。更に、看護師が保育中の各クラスを巡回して、子どもの健康状態等を把握しており、具合の悪そうな子がいた場合は、医務室で療養できる体制としている。</p> <p>感染症の予防のため保護者は極力、保育室に入らない対策をとっており、子どもの受け付けや引き渡しは教室の外で行っている。感染症の発生状況については、市からの情報提供や嘱託医・医療機関等とも積極的に情報交換して把握しており、口頭や登降所簿への掲示、保健だより、メールを通して早期の注意喚起を行っている。新型コロナの感染予防に際しては、登園時の検温・こまめな消毒・換気・湿度管理を行うほか、昼食時には飛沫防止のパーティションを使用している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>給食の献立は、離乳食(四期)、3歳未満児用、以上児用に分けるだけでなく、通常食用・宗教食用・アレルギー食用(アレルギー食材別)等に細分化して作成されている。また、給食担当者の会議を定期的で開催しており、献立は1か月分を作成し、毎月10種以上の新メニューが考案されている。保護者に対しては、配布する献立表の中に、時短レシピや新メニューなどの情報も掲載し、SNSや園だよりなどを活用して食育の取り組みを発信している。行事食としては、おせち料理・七草粥・七夕そうめん・ハロウィン・七五三・クリスマスパーティ・ひな祭り・節分・誕生会食などを実施しており、「おいしい」という体験・喜びとともに、伝統や季節感を感じる機会としている。</p> <p>アレルギー児や障害のある子どもに対しては、個々の状況を全職員が把握し除去食ではなく、可能な限り見た目や味・食感などを再現した代替食を提供している。アレルギー児には、誤食防止の食札を付けるだけでなく、職員間で確認をしながら配膳を行い、食事中も必ず保育士が見守り、誤食、誤飲の防止に努めている。子どもの食べ残しや偏食は可能な限り無くすように努めるが、強制はせず、計画性を持ち、徐々に改善できるようにしている。食育計画として箸や茶碗の持ち方・姿勢・マナーなどのしつけも食事中に行われている。子供専用の包丁やピーラーを使用して調理する体験をすることで、食に対する関心や、作り手への感謝の気持ちを育てている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内環境向上のため、新たな取り組みとして、地域の生花店より季節のお花を毎週配達してもらい、園内に花や観葉植物などを飾ることで、季節感を一層感じられる環境作りを行っている。</p> <p>保育室・事務室等の整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行っており、施設を適切な状態に保ち、快適に過ごせる環境が維持されている。トイレは「トイレ清潔・清掃チェック表」で清掃状況を確認し、常に衛生的な環境維持が図られている。手洗いはハンドソープで行い、タオルを使用せずペーパータオルで拭き取ることであり、タオルを介しての水平感染を予防している。さらに、昼食やおやつの前には、手洗いやアルコール消毒を徹底している。</p> <p>害虫への対策は、専門業者に委託して剤散布等で駆除を行っている。午睡に使用する布団は、月1回(夏期は月2回)専門業者による高温殺菌乾燥を実施している。玩具の消毒についても毎日終業後に、全クラスの玩具を広げて消毒を実施し、徹底した衛生管理が目指されている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応については、マニュアルの内容を理解したうえで適切な対応が出来るよう、会議等を通じて周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの内容について見直しを図っている。また、事故発生時には発生状況等の記録を取り、会議等を通じて原因分析と再発防止策の検討を行うとともに、内容を職員間で共有している。滑り台・ジャングルジムなどの屋外遊具についても、専門業者による定期点検の実施に加え、チェックリストを用いた日常的な点検を保育士等が行うことで、事故防止対策を講じている。また、事故防止対策については、組織全体で力を入れて取り組んでおり、SSP(安心安全プロジェクト)として、法人統一の報告フォーマットを作成し、各園のプロジェクトリーダーや危機管理担当者を予め選出し、法人全体の水平研修を実施するなど、安心安全の保育環境の確保に向けた取り組みを推進している。</p> <p>防犯に関する取り組みとしては、来訪者にはネームタグの着用を義務づけており、外来者との識別を容易にできるようにしている。地域の警察の協力のもとで行われる「総合防犯訓練」を年1回開催しており、不審者への対応として、園内に設置している「サスマタ」の取り扱い方法を実践的に学ぶ機会としている。さらに、防犯に対する意識の向上を図るため、実際に警察官とパトカーに出動してもらったり、移動交番の設置を行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>近年の大規模な水害などの発生状況を考慮し、会議等で検討を重ねながら、避難場所について、より高く垂直避難できる近隣小学校へと変更し、避難ルートの確認やマニュアルの改訂を行った。</p> <p>地震や火災、自然災害等を想定した避難訓練は月1回以上実施しているほか、関係機関との連携のもとで、年に1回以上の「総合避難訓練」を実施し、消防署員の立会いのもとで、避難・初期消火・通報などの訓練を総合的かつ実践的に行う練習を行っている。</p> <p>また、放水体験や防火服着用体験、消防車・救急車の見学、消防士の方への質疑応答などを行い、子どもたちの安全への関心や意識を高める取り組みを行っている。さらに、全職員が、救急救命講習を受講し、心臓マッサージの方法や自動体外式除細動器(AED)の使用法を習得している。災害に備えて、災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検しているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に置くなど、保育所内に入れない事態を想定した保管方法もやっている。</p> <p>災害が発生した場合には、本部に災害対策本部を設け、情報管理を行う事で、隣接するグループ園との協力体制が直ちに整う体制づくりをしている。保護者への連絡手段については、一斉メール機能の採用や、ホームページへの安全情報の掲載など、複数の伝達手段を講じることで、確実に保護者に情報が伝わる仕組みづくりを行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域子育て支援として、市内の保育所によるギャラリー展示に参加し、パンフレットを配布して、園見学・園庭開放・子育て相談の受付などについて周知を図っている(今年度は新型コロナの影響で、園内での展示となった)。園庭開放の日程については、ポスターを作成し、保健センターや公民館に掲示しているほか、市報・ホームページ・園だよりを通じてお知らせしている。園庭開放では、季節に合わせた行事や製作活動を企画して開催し、園見学も実施することで、地域の子育てニーズに応えている。現在は新型コロナの影響により、実施を見送っているものもあるが、地域の小学校(町探検の受け入れ)、中学校(職業体験の受け入れ)、高校(家庭科授業での受け入れ)、専門学校(実習や夏休みのボランティア)、地域の高齢者との交流や連携も行われている。</p>		